

Title	訂正
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1948
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.41, No.6 (1948. 6) ,p.362(64)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19480601-0064

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

此所では問題の「結合費」が「共通費」と云い換えられて、むしろ積極的に著者によつて取入れられている事が注目される。

運賃が論ぜられるならば當然「交通経費」(第二章)も論ぜられねばならない。此所で著者は、従来の共通費と個別費の區別よりもむしろ、不変費及び比例的、不比例的な可變費に分つべきことを主張する。交通経費の實際上の把握は勿論困難であるが、原價計算の進歩は、米國ICCをして運賃基準を次第に費用原理に求めようとする傾向に赴かしめるにあつて力があつた。儲積く「交通事業に於ける獨占」(第四章)に於ては主として獨占價格が説明され、最後に「交通事業經營形態」(第一章)として國營か、民營かの問題が論ぜられる。

以上が此の書の概要である。
著者はその所論を主としてMarshall, Pigouによりつゝ理論經濟學の見地から交通を論じ、更に「一般的均衡論の援用によつて交通論のより高度な理論的展開の可能性を窺わせる。交通論が一般經濟理論の適用を免れる特殊領域ではなく、従つてそこに本書が意圖する様に廣く理論經濟學の成果が取入れられねばならないという事は、恐らく何人も異議のない所、たゞその際著者の様に均衡理論をとるか否かは研究者の立場による。本書が一讀甚だスマートな印象を受けるのは、單にその洗練

な文體や、敘述に米國における交通論の型が採用されている事や、横書という現在はまだ社會科學の著書に珍らしい體裁のたればかりではない。論旨のはこびも恰も米國映畫のカットインに似て齒切れよく展開する。
この書はわが國に於ける交通論の最も斬新的な型の一つを示すものと云う事が出来る。

(一九四八—五一—一七)

訂正

第四十一卷 第四號

六二頁 上段 三行目 Z(大文字)をz(小文字)。

六三頁 上段 一〇行目 空想と思想。

六三頁 上段 一六行目 實踐を實踐的。

六三頁 上段 二二行目 立脚するに。をつける。

六三頁 下段 一二行目 ヨリ六四頁上段一行目迄(注)の中に入れる。

六三頁 下段 九行目 超越することこそ理想である—

六三頁 下段 六行目 を超越するものではないと解する時、事實に即することこそ理想である。—にする。

六三頁 下段 九行目 物象を事象。

六三頁 下段 六行目 諷刺を諷示。